

時間外労働
休日労働に関する協定届

労働保険番号	04101045719000	都道府県	所管	管轄	基幹番号	枝番号	被一括事業場番号
法人番号	1370001024968						

様式第9号の3の3 (第70条関係)

事業の種類		事業の名称		事業の所在地 (電話番号)			協定の有効期間			
労働者派遣事業		株式会社 オンサイト		(〒 980 - 0014) 宮城県仙台市青葉区本町 2-2-3 鹿島広業ビル 7F (電話番号: 022 - 797 - 7191)			2025年4月1日から1年間			
時間外労働	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数			1年(①については360時間まで、②については320時間まで) 起算日 (年月日) 2025年4月1日		
					1日	1箇月(①については45時間まで、②については42時間まで)	法定労働時間を 超える時間数		法定労働時間を 超える時間数	法定労働時間を 超える時間数
					法定労働時間を 超える時間数	法定労働時間を 超える時間数	法定労働時間を 超える時間数		法定労働時間を 超える時間数	法定労働時間を 超える時間数
① 下記②に該当しない労働者	臨時発注、工期のひっ迫、設計変更等、その他顧客の要請に応える為、必要な場合	工作物の建設等の事業に派遣する場合(施工管理・CADオペ等の技術業務)	80名		15時間	45時間	360時間			
② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者										
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる法定休日の日数	労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻		
	臨時発注、工期のひっ迫、設計変更等、その他顧客の要請に応える為、必要な場合		工作物の建設等の事業に派遣する場合(施工管理・CADオペ等の技術業務)	80名			毎月5回まで	原則として8:00~17:00とする。但し、始業・終業時刻を繰り上げ、又は繰り下げることがある。尚、上記、始業終業時刻にかかわらず、1日の労働時間の限度は15時間までとする。		
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと(災害時における復旧及び復興の事業に従事する場合は除く。)										
<input checked="" type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)										



時間外労働
休日労働に関する協定届（特別条項）

様式第9号の3の3（第70条関係）

臨時的に限度時間を超過して労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。 ①については100時間未満に限る。)			1年 (時間外労働のみの時間数。 720時間以内に限る。)			
			延長することができる時間数		限度時間を超過して労働させることができる回数 (6回以内に限る。)	延長することができる時間数 及び休日労働の時間数	限度時間を超過した労働に係る割増賃金率	延長することができる時間数			
			法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)				法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	限度時間を 超えた労働に係る 割増賃金率	
① 工作物の建設の事業 に従事する場合	工期が明らかにひっ迫している とき、突発的の設計変更等、その他 臨時に明らかに業務量が増加した 場合	工作物の建設等 の事業に派遣する 場合(施工管理・CAD オペ等の技術業務)	80名			6回	99時間	25%	720時間	25%	
② 災害時における 復旧及び復興の事業 に従事する場合 (併せて、①の事業にも従事する 場合、①の事業に従事する時間 も含めて記入すること。)	地震、水災、火災等の災害により 被災建築物に係る復旧・復興工事の 対応及び維持管理契約に基づく復 旧工事の対応 自治体からの要請に基づく復旧 工事の対応	工作物の建設等 の事業に派遣する 場合(施工管理・CAD オペ等の技術業務)	80名			6回	150時間	25%	720時間	25%	
限度時間を超過して労働させる場合における手続		労働者代表への通告									
限度時間を超過して労働させる労働者に対する健康及び 福祉を確保するための措置		(該当する番号) ①	(具体的内容) 時間外労働・休日労働について70時間超えが累計3回の者および単月で90時間を超えた者については本人の申し出や疲労蓄積に関わらず医師 の面接指導を実施する。								
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと（災害時における復旧及び復興の事業に従事する場合は除く。）。											

(チェックボックスに要チェック)

協定の成立年月日 2025年 3月 21日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の
協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（書面配布による労働者からの信任）

職名 一般職
氏名 佐藤 徳

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。

(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手
続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

(チェックボックスに要チェック)

年 月 日

使用者 職名 代表取締役
氏名 渡邊 孝博



時間外労働 に関する協定届
休日労働

労働保険 番号	0	4	1	0	1	0	4	5	7	1	9	0	0	0			
	都道府県			所掌		管轄		基幹番号				役番号			従一様事務番号		
法人番号			1	3	7	0	0	0	1	0	2	4	9	6	8		

様式第9号（第16条第1項関係）

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）				協定の有効期間	
労働者派遣事業		株式会社 オンサイト		(〒 980 - 0014) 宮城県仙台市青葉区本町 2-2-3 鹿島広業ビル 7F (電話番号：022 - 797 - 7191)				2025年4月1日から1年間	
時間外労働	時間外労働をさせる 必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳 以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数				
					1日	1箇月 (①については45時間まで、②については42時間まで)	1年 (①については360時間まで、②については320時間まで)	起算日 (年月日)	2025年4月1日
	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)			
	① 下記②に該当しない労働者	営業活動、採用活動、契約に付随する業務、その他顧客の要望に応えるため必要な場合 給与計算、決算、請求事務等その他期限を遵守するため必要な場合 納期ひっ迫、プログラム変更等その他顧客に応えるため必要な場合	営業業務	6名	8時間	6時間	45時間	360時間	
② 1年単位の変形労働時間制 により労働する労働者		事務業務	4名	8時間	6時間	45時間	360時間		
		ソフトウェア開発支援業務	4名	8時間	6時間	45時間	360時間		
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳 以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる 法定休日の日数	労働させることができる法定 休日における始業及び終業の時刻	
	上記①と同様		営業業務	6名			毎月5回	9:00~18:00	
			事務業務	4名					
ソフトウェア開発支援業務			4名						
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 <input checked="" type="checkbox"/>									
(チェックボックスに要チェック)									

協定の成立年月日 2025年 3月 21日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名 一般職
氏名 佐藤 純

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（書面配布による労働者からの信任）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。

(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 (チェックボックスに要チェック)

年 月 日

使用者 職名 代表取締役
氏名 渡邊 孝博

仙台 労働基準監督署長殿

